

○佐々木奈津江副委員長 続いて、公明党県議団の質疑を行います。

なお、質疑時間は、答弁を含めて十五分です。横山のぼる委員。

○横山のぼる委員 冒頭、青森県東方沖地震で被災された方々に心よりお見舞いを申し上げます。一日も早く日常を取り戻すことができるよう、御祈念を申し上げる次第でございます。質疑に入らせていただきます。

今回の国の総合経済対策は、総額十八・三兆円に達し、東日本大震災など過去の大規模対策に匹敵する規模となっています。しかし、歳入の六割以上に当たる約十一兆円は国債の追加発行によつて賄われる見込みです。需給ギャップが小さい局面では、国債増発は、円安の進行や金利上昇を誘発し、輸入物価の上昇を通じて更なる物価高を招く可能性が指摘されており、慎重な対応が強く求められています。県の補正予算については、前回比一・四倍となる四百九十億円規模に拡充されました。この重点支援地方交付金を最大限に活用し、事務費などのコストを抑えつつ、速やかに子育て世帯や低所得者世帯はもとより、単身者や中間所得世帯を含む幅広い県民、更に県内事業者に対して実効性ある支援を届けることが重要です。県民一人一人が負担軽減を実感できるような対策となるよう、取組を進めることができます。そこで伺います。低所得世帯物価高騰対策事業について、一世帯当たりの支援額が八千円というちよつと半端な単価に設定されている点について、まずその根拠を確認したいと思います。

○志賀慎治保健福祉部長 昨年度まで当該事業は一世帯当たり五千円だったものが、今回八千円に増額させていただいたところでございます。その考え方ですが、令和三年と直近の総務省家計調査における一世帯当たりの冬期の光熱水費を比較した結果、その増加価格を参考に八千円と価格を設定させていただきました。

○横山のぼる委員 分かりました。前回のこの制度では、七ヶ宿町のみの活用にとどまつたと伺っております。これを踏まえ今回どのような改善策や対策を講じているのか併せてお伺いします。

○志賀慎治保健福祉部長 御指摘のとおり昨年度のスキームでは七ヶ宿町のみにとどまつております。市町村からの意見を踏まえまして、人口規模による補助金の交付上限額といつたものがございましたが、それを撤廃したり、補助対象に新たに事務費を加えるなど、市町村にとつて取り組みやすい制度に変更することとさせていただきました。予

算成立後、直ちに市町村を対象に説明会を開催して、本事業の積極的な活用を促すこととしておりまして、総額も昨年度は四千八百万円でしたが、今回は十倍以上の六億円規模に拡大させていただいておりますのでしっかりと執行に努めて、市町村にも頑張っていただきたいなと思ってございます。

○横山のぼる委員　幅広い市町村がしっかりと活用できるような形でお願いしたいとうふうに思います。

続きまして、高等学校等修学支援事業についてお伺いします。低所得世帯を対象とした高校生等奨学給付金への上乗せについて、一世帯当たり具体的に幾らになるのかお示しください。

○小野寺邦貢総務部長　非課税世帯を対象とした高校生等奨学給付金への上乗せ額につきましては、一人当たり私立高校では四千三百円、公立高校では四千円となつてございます。

○横山のぼる委員　また、現在公立私立を問わず高校においては、修学旅行や部活動の遠征費など、授業料以外の家計負担が大きくなっています。来年度からは私立高校の授業料無償化に伴い、所得制限の撤廃が実施されることになれば、国の高校無償化の財源となる高等学校等就学支援金制度に上乗せしてきた本県独自の就学支援金補助金上乗せは不要となりますので、この財源を活用し、授業料以外の負担軽減についても、他自治体の取組を参考にしながら、本県として独自の支援策を検討すべきではないかと考えます、御所見をお伺いします。

○小野寺邦貢総務部長　委員がおつしやつたとおり、今、国において検討されているとおりに決着いたしますれば、現在行つております県単独の就学支援金の上乗せ補助といふものは不要になります。私立高校におきます授業料以外の負担軽減につきましては、奨学給付金のほか、入学金軽減補助などを県単独で行つております。今後も他の都道府県の取組や現場のニーズを踏まえながら、検討を進めてまいりたいと考えております。

○横山のぼる委員　余剰になつた財源についてはしっかりと教育関係の予算、特に授業料以外のものに検討いただけるよう、よろしくお願ひしたいというふうに思つております。

続きまして、介護分野の職員の賃上げ、職場環境改善事業についてお伺いします。

本事業は、他事業と比べ賃金水準の低い介護分野における賃金や職場環境改善に係る経費を補助するものであり、支援内容が三段階に分かれていると承知しています。しかしながら、その要綱、基準から十分に明確にまだ示されていないことがあります。こうした中で、全職員、特に介護職員に対して確實に支援金が行き渡ることが不可欠と考えますので、県としてどのような方法で確認、担保していくのか、お伺いいたします。

○村井嘉浩知事 本事業は、介護分野の人材不足が厳しい状態にあるため、他職種と遜色のない待遇改善に向けまして、報酬改定の時期を待たずに緊急的対応として介護分野の職員の賃上げや職場環境改善の取組を支援するものであります。介護サービス提供に必要な人材を確保するためには、今回の支援を速やかに行き渡らせることが重要と考えております。厚生労働省からも早期の事業実施を要請されております。これまでの同種の補助金では、より多くの事業者から申請を頂けるよう、申請書類をできるだけ簡素化するとともに、実績報告において、補助金額以上の人件費の改善や職場環境改善が行なわれていることを確認しております。今後、国から示される実施要綱等に基づきまして、県の補助金交付要綱を整備し、適切に補助金交付を実施してまいりたいと考えております。

○横山のぼる委員 申請書類の簡便化とかがされるということで、特に介護事業者を通じて、職員の方に行き渡るような対策もしつかり検討していただければというふうに思っていますので、よろしくお願ひいたします。

続きまして、LPガス料金負担軽減支援事業について伺います。国による都市ガス支援が一月から三月まで実施されることを踏まえ、県として、公平性の観点からLPガスへの支援を行うものと理解しております。そこでまず、前回より単価が引き上げられた理由について御説明ください。

○高橋義広復興・危機管理部長 こちらのLPガス支援事業についての支援単価でござりますけれども、こちらは物価上昇前の令和三年八月と直近の価格との差額をベースにして、また今回、国の都市ガス支援の状況も勘案した上で、前回よりも引き上げたというところでござります。

○横山のぼる委員 更に、事業を実効性あるものにするためには、全てのLPガス販売事業者が負担軽減できるような体制の構築が不可欠と考えますが、県としてその体制づ

くりと周知方法をどのように進めているのか併せてお示しください。

○高橋義広復興・危機管理部長 今回の支援に当たつても、全てのＬＰガス販売事業者に御協力いただけるよう説明会の実施や、ＬＰガス業界のネットワークを活用した事業参加の働きかけ、県及び補助金事務局のホームページによる周知のほか、必要に応じて個別に販売事業者へ電話や訪問を行い、協力を依頼することとしております。

○横山のぼる委員 小規模事業者などはどうしても手続が難しいということで漏れてしまることがあるので、しっかりと電話等も活用しながら周知をお願いしたいというふうに思っております。支援の経費についても、今後春先の寒い時期、四月五月は寒いので、場合によっては延長も含めた形で御検討いただければと思いますので、よろしくお願ひ申し上げます。

続きまして、県営林道の二口線の改良事業について伺います。本事業の実施により、二口線の開通時期はいつ頃となるのか、見通しをお示しください。更に、国による橋梁工事が今後も予定されているため、毎年の開通時期が遅れる可能性があると聞いておりますが、従来どおり五月連休明けから通行できる見通しがあるのかについても併せてお伺いします。

○中村彰宏水産林政部長 二口線は県と国で改良工事を行つてあるところでございます。今回の補正予算で提案しております改良事業は、落石のおそれのある山形県境近くののり面で改良工事を行うものでございます。工期は来年の八月末までを予定しております。一方、国の仙台森林管理署の管理区間で進められている橋梁工事につきましては、令和九年三月までの工期で、既設の磐司橋の上流に新しい橋を架設するものであります。一般車両の通行を確保しながら進められております。現在は、冬期閉鎖に入つてゐるところでございます。来年は雪解け後の五月連休明けから八月末までは、磐司橋より山形県側の白糸の滝までの通行が可能となりまして、その後九月の上旬から十月の下旬までの紅葉期間中は、全線での通行が可能となる見込みでございます。最新の通行情報等については、県のホームページ等で周知してまいりたいと思つております。

○横山のぼる委員 様々な工事があつて半年間通行することできないという状況もあるので、そういった工事が一段落したら、しっかりと期間を取りながら開通できるようによろしくお願ひしたいと思つてございます。

続きまして、野生鳥獣保護管理対策事業についてお伺いいたします。熊による人身被害が発生していることを受け、県では出没地域の見回りや対応の強化、危険箇所の対策を進めており、他県では例の少ない民間警備会社への委託も行うなど積極的な取組が進められています。一方で、現場の声を伺うと、空き家や放任された果樹・誘引木について、所有者や管理者との調整が難航しているケースが少なくないと聞いております。

こうした課題に対してどのように取り組むのか、お伺いいたします。

○末永仁一環境生活部長　所有者が不明な放任果樹の伐採に当たりまして、国から根拠法令や基準等は示されていない状況であります。既存の法令であります改正民法のほか、空家等対策の推進に関する特別措置法や、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法など、既存の法令等の手続を準用した場合には、公告や申立てなど、当該手続に時間を要することから、誘引物の除去が速やかに実施できるよう手続の簡素化など、制度の弾力的運用が必要であると考えております。こうした状況を踏まえまして、先月半ばに北海道東北地方知事会から所有者が不明な放任果樹の伐採について、所有者不明土地管理制度などの弾力的な運用に関する検討を国に緊急要望したところです。市町村の実情を踏まえまして、引き続き他県と連携しながら、国へ働きかけてまいります。

○横山のぼる委員　続きまして、熊の捕獲状況についてお伺いいたします。有害鳥獣捕獲が三百四十一件、緊急銃猟による捕獲が一件とのことです。これに関連してお尋ねします。また、警察が現場に駆けつけた出動件数及び緊急銃猟体制を準備した件数はそれぞれ何件あつたのかお伺いいたします。

○杉本伸正警察本部長　熊出没時の警察の出動件数については、一一〇番通報を受けて出動した件数で見て、先月末時点で前年同期比千百三十六件増加の千三百三十七件となっております。必要な体制を準備し、緊急銃猟に至った事例としては、十月十五日の仙台市太白区鈎取地内で発生した一件と把握しております。

○横山のぼる委員　緊急銃猟の件は一件とは承知しているのですけれども、実際その準備をして緊急銃猟には至らなかつたのですけれども、警察がそういった体制をとつた件数が分かれば教えていただきたいのと、あと千三百件が一一〇番で出動しているということで、こうした対応は警察の業務負担にどの程度影響しているのか併せて伺います。

○杉本伸正警察本部長　緊急銃猟につきましては先ほど申し上げた一件以外には、把握

していないとこござります。準備したものも含めての数字ということでおざいます。

また、熊の目撃等に関する一一〇番通報が増加いたしまして、それに伴う現場臨場や警戒活動に要する時間を行つてるのは事実でございますが、一一〇番受理件数に占める割合で見ますと約一%程度ということでおざいまして、今のところ業務に支障を来すところまでは至つていないと認識しております。

○横山のぼる委員 実際業務に支障を来たす件数には至つてないということで、ただ負担は大分大きいだろうというふうに思ひますので、引き続きよろしくお願ひいたします。

最後にライフル銃が使用可能となつたことに伴い、ライフル練習場の増設や、また新規の整備を進めるべきではないかと思ひますが、県の見解をお伺いします。

○村井嘉浩知事 特に県南の要望が強いということでおざりますので、県南の十四市町と宮城県南地域鳥獣被害防止協議会というものを設けておりますから、しつかり話をしながら、どのようにすればいいのか、早期に合意形成できるように取り組んでまいりたいと思ひます。

○佐々木奈津江副委員長 ここで休憩いたします。